

香芝市告示第46号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定による一般廃棄物処理計画のうち、令和5年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成11年条例第2号）第10条の規定に基づき告示する。

令和5年3月31日

香芝市長 福岡 憲宏

令和5年度 香芝市一般廃棄物処理実施計画

- 1 目的
- 2 計画区域
- 3 計画期間
- 4 ごみ処理実施計画
 - (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - (2) 一般廃棄物の処理主体及び処理方法
 - (3) 収集・運搬計画
 - (4) 中間処理施設の概要
 - (5) 最終処分概要
 - (6) 動物の死体処理
- 5 ごみの排出抑制・減量化・資源化計画
 - (1) 新たな資源化の推進に係る分別品目追加
 - (2) 市民・事業者・行政の協働の推進に係る審議会の運営
- 6 生活排水処理実施計画
 - (1) し尿及び浄化槽の汚泥、スラム等の発生量及び処理量の見込み
 - (2) 収集・運搬計画
 - (3) 処理施設の概要
 - (4) 公共下水道

1 目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成11年条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づき、一般廃棄物の処理に関する単年度ごとの事業実施計画を定めるものである。

2 計画区域

香芝市全域

3 計画期間

令和5年4月1日から翌年3月31日まで

4 ごみ処理実施計画

(1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

ア. 発生量

| 廃棄物の区分 | 発生量 (t) | ごみの発生量の内訳 (t) | |
|--------------|---------|---------------|-------|
| | | 家庭系 | 事業系 |
| 燃えるごみ | 20,423 | 15,139 | 5,284 |
| 燃えないごみ及び粗大ごみ | 950 | 920 | 30 |
| 資源ごみ | びん | 120 | — |
| | カン | 200 | — |
| | ペットボトル | 85 | — |
| | 白色トレイ | 1 | — |
| | 紙パック | 2 | — |
| | 新聞 | 160 | — |
| | 雑紙 | 140 | — |
| | ダンボール | 200 | — |
| | 乾電池・蛍光灯 | 30 | — |
| 集団資源回収 | 1,100 | 1,100 | — |
| 計 | 23,411 | 18,097 | 5,314 |

イ. 処理量

| 区分 | 処理量 |
|-------|--------|
| 資源化量 | 2,953 |
| 焼却量 | 20,458 |
| 最終処分量 | 3,613 |

(2) 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

ア. 家庭から排出される一般廃棄物

| 種類 | | 収集処理区分 | 収集・運搬 主体 | 中間処理 | | 最終処分 | | |
|---------------|------------------|------------|-------------|-----------------|-----------------|---------------------|------|-----|
| | | | | 処理主体 | 処理方法 | 処理主体 | 処理方法 | |
| 家庭系ごみ | 燃えるごみ | | 市 又は 排出者 | 香芝・王寺 環境施設組合 | 焼却処理 | 大阪湾広域臨海環 境整備センター | 埋立処分 | |
| | 燃えないごみ 粗大ごみ | | 市 又は 排出者 | 香芝・王寺 環境施設組合 | 破碎又は 焼却処理 | 大阪湾広域臨海環 境整備センター | 埋立処分 | |
| 資源物 | 容器包装廃棄物 | びん | 市 又は 排出者 | 香芝・王寺 環境施設組合 | 民間業者 委託 | 民間業者 | 資源化 | |
| | | カン | 市 又は 排出者 | 香芝・王寺 環境施設組合 | 選別処理 | 民間業者 | 資源化 | |
| | | ペット ボトル | 市 又は 排出者 | 市 | 民間業者 委託 | 民間業者 | 資源化 | |
| | | 白色トレイ | 市 又は 排出者 | 市 | 民間業者 委託 | 民間業者 | 資源化 | |
| | | 紙パック | 市 又は 排出者 | 市 | 民間業者 委託 | 民間業者 | 資源化 | |
| | その他資源物 | 新聞 | 市 | | 民間業者 | — | 民間業者 | 資源化 |
| | | 雑誌 | | | | | | |
| | | ダンボール | | | | | | |
| | | 乾電池 | 市 | | 香芝・王寺 環境施設組合 | 選別処理 | 民間業者 | 資源化 |
| | | 蛍光灯 | | | | | | |
| 小型家電 | | 市 又は 排出者 | | 民間業者 | 選別処理 | 民間業者 | 資源化 | |
| 配食用油 | | 市 又は 排出者 | | 民間業者 | — | 民間業者 | 資源化 | |
| インクカー トリッジ | 市 又は 排出者 | | 民間業者 | 選別処理 | 民間業者 | 資源化 | | |
| 集団資源 回収 | P T A ・ 子ども会等 | | 民間業者 | — | 民間業者 | 資源化 | | |

※ 家庭から排出されるごみは、16分別により、ごみの減量・再資源化を図るものとし、排出に当たっては分別区分への適正排出の厳守及び燃えるごみ、燃えないごみの透明又は半透明袋による排出の徹底などにより一層の適正処理に努める。

イ. 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

| 収集処理区分 種類 | | 収集・運搬 主体 | 中間処理 | | 最終処分 | |
|--------------|----------------|----------------|-----------------|--------------|---------------------|------|
| | | | 処理主体 | 処理方法 | 処理主体 | 処理方法 |
| 事業系 ごみ | 燃えるごみ | 許可業者 又は 排出者 | 香芝・王寺 環境施設組合 | 焼却処理 | 大阪湾広域臨海環境 整備センター | 埋立処分 |
| | 燃えないごみ 粗大ごみ | 許可業者 又は 排出者 | 香芝・王寺 環境施設組合 | 破碎又は 焼却処理 | 大阪湾広域臨海環境 整備センター | 埋立処分 |
| 資源物 | びん類 | 許可業者 又は 排出者 | 香芝・王寺 環境施設組合 | 民間業者 委託 | 民間業者 | 資源化 |
| | カン | 許可業者 又は 排出者 | 香芝・王寺 環境施設組合 | 選別処理 | 民間業者 | 資源化 |

※ 事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

※ 排出者はごみの減量に努め、分別を徹底し、資源化業者や許可業者を活用するなどして積極的に再資源化に取り組むこととする。

(3) 収集・運搬計画

ア. 収集・運搬する一般廃棄物の量、収集回数及び収集方式

(単位：t/年)

| 区分 | 一般廃棄物の種類 | 一般廃棄物の量 | 収集回数 | 収集方式 |
|-----------|----------------|---------|----------|----------------------------------|
| 家庭系 ごみ | 燃えるごみ | 15,139 | 週2回 | 市販の透明か半透明袋によるステーション方式・戸別方式 |
| | 燃えないごみ 粗大ごみ | 920 | 必要のつど | 申込制各戸収集方式 |
| | びん類 | 120 | 月2回 | 市販の透明か半透明袋によるステーション方式・戸別方式(業者委託) |
| | カン | 200 | 月2回 | |
| | ペットボトル | 85 | 月1回 | 市販の透明か半透明袋による資源ごみステーション方式 |
| | 白色トレイ | 1 | 月1回 | |
| | 紙パック | 2 | 月1回 | |
| | 新聞 | 160 | 月1回 | ヒモで十文字にしばりステーション方式・戸別方式 |
| | 雑誌 | 140 | 月1回 | |
| | ダンボール | 200 | 月1回 | |
| | 乾電池・蛍光灯 | 30 | 第5水曜のある月 | 市販の透明か半透明袋によるステーション方式・戸別方式 |
| | 使用済小型家電 | 5 | 随時 | 拠点回収(2箇所) |
| | 廃食用油 | 12 | 随時 | 拠点回収(5箇所) |
| | インクカートリッジ | 1 | 随時 | 拠点回収(1箇所) |
| 集団資源回収 | | 1,100 | 随時 | 古紙再生事業者 |

| | | | | |
|-------|--------|--------|-------|---------------------------|
| 計 | | 18,115 | | |
| 事業系ごみ | 燃えるごみ | 5,284 | 必要のつど | 許可業者による事業所別収集方式 又は自己搬入 |
| | 燃えないごみ | 30 | 必要のつど | |
| | 粗大ごみ | | | |
| | びん類 | — | 必要のつど | |
| | カン | — | 必要のつど | |
| 計 | | 5,314 | | |

※ 事業活動に伴って生じたごみ（事業系ごみ）は、事業者自らの責任において適正に処理する。自ら処理できない場合は、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集・運搬を委託し、又は排出者自らが運搬し、香芝・王寺環境施設組合（美濃園）に搬入する。

イ. 市で収集・運搬しない一般廃棄物

| 区分 | 品目 | 処理方法 |
|----------------|--|---|
| 有害性物質を含む物 | 毒物、劇薬、農薬等 | 購入店や取扱店、専門業者に引取りを依頼する。 |
| 著しく悪臭を発する物 | | |
| 危険性のある物 | タイヤ、ガソリン、灯油、塗料、油類、ガスボンベ、シンナー、消火器、火薬 | |
| 容積又は重量の著しく大きい物 | 自動車、自動二輪車、ホイル農機具、ボイラー、ドラム、ピアノ耐火金庫、増改築等による廃材等 | |
| 一時的な多量のごみ | 引越し等により一時的に発生する多量のごみ | 一般廃棄物収集運搬業者に依頼するか、美濃園へ直接搬入する。 |
| 特定家庭用機器 | ブラウン管テレビ、液晶・プラズマ薄型テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機 | ・排出者が、購入した小売業者、又は新しい製品を購入する小売業者へ引取りを依頼する。 ・自ら指定引取場所へ搬入する、もしくは市内の家電リサイクル協会に収集運搬を依頼する。 |
| 指定再資源化製品 | デスクトップパソコン本体、液晶ディスプレイ CRTディスプレイ | ・使用済みデスクトップパソコンは、製造する事業者カリネットジャパンに回収を申し込む。 ・回収する者がいない使用済みデスクトップパソコン（自作パソコン、倒産したメーカー）は、パソコン3R推進協会カリネットジャパンに回収を申し込む。 |

※ 指定再資源化製品のノートパソコンは使用済小型家電として、また使用済インクカートリッジの拠点回収も行っている。

ウ. ふれあい収集

高齢者又は障害等により家庭から排出するごみを自らがごみ集積所へ出すことが困難な方に対し、市が戸口先にて直接収集するとともに、福祉的観点から声かけによる安否確認を行う。

① 対象者

- (ア) 介護保険制度の認定を受けている70歳以上の高齢者だけの世帯で、身近な人の協力を得ることができない市民
- (イ) 2級以上の障害者手帳を所持している単身者で、身近な人の協力を得ることができない市民
- (ウ) (ア) (イ) と同等の困難性が認められる市民

② 実施方法

(ア) 収集方法

ふれあい収集で収集するごみは、市が定める分別区分及び校區別カレンダーに基づき対象者宅の戸口先に排出されたごみを職員が収集する。

(イ) 安否確認

「ふれあい収集」の指定日にごみが排出されていない場合、対象者が声かけを希望する場合に職員が対象者宅に声かけをして、安否の確認をする。異変があった場合には、職員が指定された緊急連絡先に知らせる。

エ. 市の委託による収集運搬業者

| 区 域 | 業者の名称 | 種 類 | 所在地 |
|------|--------------------|---------------|------------|
| 市全域 | 大和清掃企業組合 | ビン・カン | 香芝市上中781-1 |
| 市全域 | 有限会社 香芝清掃 | ビン・カン | 香芝市上中781-1 |
| 市内一部 | 香芝清掃・大和清掃 共同企業体 | 燃えるごみ 資源ごみ | 香芝市上中781-1 |
| 市内一部 | 株式会社 中和 | 燃えるごみ 資源ごみ | 香芝市高192番地 |

オ. 一般廃棄物収集運搬許可業

R5.4.1 現在

| 名 称 | 所 在 地 |
|-------------------|--------------|
| 株式会社 クボクリンサービス | 今泉1485番地1 |
| 株式会社 NANBU | 上中52番地2 |
| 有限会社 奈良県建物総合管理 | 別所2番地1-107 |
| 有限会社 信成環境 | 五位堂6丁目226番地2 |
| 有限会社 大和産業環境社 | 北今市4丁目242番地1 |
| コスモスクリーンサービス 株式会社 | 白鳳台2丁目26番地3 |
| 株式会社 中和 | 下田東2丁目3番13号 |
| 株式会社 新和環境 | 真美ヶ丘4丁目1番21号 |

| | |
|--------------------|---------------------|
| 源開発 株式会社 | 瓦口 2 1 8 5 番地 |
| 株式会社 小倉開発 | 今泉 4 5 番地 1 |
| 株式会社 ヤマト産業サービスセンター | 尼寺 6 1 8 番地 |
| AMカンパニー 株式会社 | 五位堂 4 丁目 3 7 1 番地 2 |

(4) 中間処理施設の概要

ア. 焼却施設

| | |
|-------|----------------|
| 設置主体 | 香芝・王寺環境施設組合 |
| 名 称 | 美濃園 |
| 所 在 地 | 香芝市尼寺 6 1 5 番地 |
| 処理方式 | ストーカ式全連続焼却炉 |
| 処理能力 | 75 t / 日 × 2 炉 |
| 処 理 量 | 可燃ごみ 30,000 t |
| 排出見込み | 焼却灰 4,500 t |
| 竣 工 | 昭和 5 7 年 6 月 |

イ. 粗大ごみ破碎施設

| | |
|-------|---|
| 設置主体 | 香芝・王寺環境施設組合 |
| 名 称 | 美濃園 |
| 所 在 地 | 香芝市尼寺 6 1 5 番地 |
| 処理能力 | 30 t / 5 h 分別設備内訳：磁選機 2 基 アルミ選別機 1 基 風力選別機 1 基 不燃物分別機 1 基 各種貯留ホッパ 2 基 金属プレス 1 基 |
| 竣 工 | 昭和 5 7 年 6 月 |

(5) 最終処分の概要

| | |
|-------|--|
| 処理主体 | 大阪湾広域臨海環境整備センター (大阪湾フェニックス計画) |
| 施 設 名 | 尼崎沖埋立処分場、泉大津沖埋立処分場、 神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場 |
| 所 在 地 | 尼崎沖埋立処分場：尼崎市東海岸町地先 泉大津沖埋立処分場：泉大津市夕凧町地先 神戸沖埋立処分場：兵庫県神戸市東灘区向洋町地先 大阪沖埋立処分場：大阪府大阪市此花区北港緑地地先 |
| 埋立方式 | 海面埋立 |
| 埋立面積 | 尼崎沖埋立処分場 113 ha、泉大津沖埋立処分場 203 ha 神戸沖埋立処分場 88 ha、大阪沖埋立処分場 95 ha |
| 埋立方式 | サンドドレーン工法 |

| | | |
|------|--------------|--------------|
| 全体容量 | 管理型 1,500万立米 | 管理型 1,400万立米 |
|------|--------------|--------------|

(6) 動物の死体処分

| 廃棄物の種類 | 収集・運搬主体 | 処理方法 | 施設名 | 処理主体 | 処理量 |
|--------|--|------|--------------------------------|------|------|
| 動物の死体 | 土地管理者 (市の管理地においては市が委託する業者が収集運搬する。 市の管理地以外は土地管理者が収集し、市庁舎等へ運搬する) | 焼却 | 市営火葬場 又は 香芝・王寺 環境施設組合 | 香芝市 | 400体 |

5 ごみの排出抑制・減量化・資源化計画の検討

一般廃棄物処理基本計画及びごみの減量と資源化の推進計画を踏まえ、以下の施策及び取組を検討する。

新たな資源化の推進に係る分別品目の追加

ごみの排出抑制と資源化促進を図るとともに、現在の分別品目に加えて新たな分別・収集・リサイクル処理を検討する。

検討品目としては、廃プラスチック・その他プラスチック製容器包装・布類を候補とし、資源化の処理ルートなどを検討するとともに、収集車両・保管場所の確保等を踏まえ、費用対効果を十分に検証のうえ実施することとする。

実施に当たっては、排出段階における分別の質が収集後の選別処理にかかる手間や費用に直結することから、広報周知の「分かりやすさ」を創意工夫する。さらに、品目追加の導入検討をするなどごみ減量を促進させる。

6 生活排水処理実施計画

(1) し尿及び浄化槽の汚泥、スカム等の発生量及び処理量の見込み

ア. 発生量

単位：キロリットル

| 区 分 | 発 生 量 |
|-------------|--------|
| し尿 | 1,151 |
| 浄化槽の汚泥、スカム等 | 10,981 |
| 合 計 | 12,132 |

イ. 処理量

単位：キロリットル

| 区 分 | 処 理 量 |
|-------------|--------|
| し尿 | 1,151 |
| 浄化槽の汚泥、スカム等 | 10,981 |
| 合 計 | 12,132 |

(2) 収集・運搬計画

ア. 収集回数及び収集方式

| 廃棄物の種類 | 実施主体 | 収集回数 | 収集方法 |
|-------------|------|---|------|
| し尿 | 委託業者 | 香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第4条の申込書（第1号様式）により申出をした者のし尿の収集：市が予定するし尿の収集及び運搬日で毎月1回（年12回）。ただし、事業所にあつては、市長が認めた場合はこの限りでないものとする。 臨時に申出をした者のし尿の収集：申出の都度 | 戸別方式 |
| 浄化槽の汚泥、スカム等 | 許可業者 | 年に1回以上（随時） | 戸別方式 |

イ. し尿及び浄化槽の汚泥、スカム等、コミュニティプラント汚泥収集運搬業者

| 廃棄物の種類 | 区分 | 処理主体 |
|-------------|------------------------|----------------------|
| し尿 | 委託(法第6条の2) | 香芝市上中798-1 大和清掃企業組合 |
| | | 香芝市上中798-1 有限会社 香芝清掃 |
| 浄化槽の汚泥、スカム等 | 許可(法第7条) (浄化槽法第35条) | 香芝市上中798-1 大和清掃企業組合 |
| | | 香芝市上中798-1 有限会社 香芝清掃 |

(3) し尿及び浄化槽の汚泥、スカム等処理施設

| | |
|------|---------------------------------------|
| 設置主体 | 奈良県葛城地区清掃事務組合 |
| 名称 | アクアセンター |
| 所在地 | 御所市大字僧堂333 |
| 処理能力 | 240k l / 日（し尿及び浄化槽の汚泥、スカム等） |
| 処理方式 | 膜分離高負荷脱窒素処理＋高度処理（脱塩設備含む）＋資源化設備＋残渣処理設備 |
| 竣工 | 平成15年3月 |

(4) 公共下水道

引き続き市街化区域における下水道整備等を推進する。